

泉大津市公共基準点管理保全要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉大津市が管理する公共基準点の一般的な取扱い及び管理保全について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公共基準点 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）に基づき設置した測量基準点で1級基準点、2級基準点、3級基準点及び4級基準点の測量標のうち永久標識。ただし3級基準点及び4級基準点は、相当精度を有するものに限る。

イ 国土交通省から測量成果等の移管を受けた都市再生街区基本調査により設置された測量基準点で街区三角点、街区多角点、節点及び街区補助点の測量標のうち永久標識。ただし、節点及び街区補助点は、相当精度を有するものに限る。

ウ 國土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づく地籍調査によって設置した地籍図根三角点、地籍図根多角点及び地籍図根細部多角点の測量標のうち永久標識。

エ 国土交通省から測量成果等の移管を受けた都市部官民境界基本調査によって設置された都市部官民境界基本三角点、都市部官民境界基本多角点及び都市部官民境界基本細部点の測量標のうち永久標識。

(2) 土地所有者等 公共基準点が存する土地又は建築物の所有者又は管理者をいう。

(管理保全)

第3条 何人も、移転、き損その他の行為により、公共基準点の効用を害してはならない。

2 市長は、公共基準点の配置図及び設置状況を整理し、使用者の報告によるものほか必要に応じて現地調査を行い、その効用の保全に努めるものとする。

3 市長は、公共基準点の異常がある場合は、その効用の確保のため必要な措置を講じるものとする。

4 工事又は作業（以下「工事等」という）を行おうとする者又はその工事等の請負人は、あらかじめ公共基準点の調査を行い、当該工事等により、その効用を害することのないように必要な措置を講じるものとする。

(公共基準点の使用)

第4条 公共基準点を使用して測量を行おうとする者は、あらかじめ公共基準点使用申請書（様式第1号）により市長へ申請し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定めた場合に該当する時は、この限りではない。

2 市長は、前項の申請があった場合はその内容を審査し、これを承認した場合は、公共基準点使用承認書（様式第2号）により前項の申請を行った者に通知するものとする。

3 前項による承認を受けて測量を行った申請者は、速やかに当該測量によって得られた測量の成果を添えて、公共基準点使用報告書（様式第3号）により市長に報告するものとする。

(公共基準点使用者の義務)

第5条 公共基準点を前条の承認を受け使用する者は、公共基準点使用承認書を常時携行し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 前条の承認を受け公共基準点を使用して測量を実施する者は、公共基準点の位置、形状、精度等を確認するとともに異常が確認された場合は測量を中止し、速やかに公共基準点異常報告書（様式第4号）により市長に報告しなければならない。
(公共基準点の敷地又は付近での工事等)

第6条 公共基準点の敷地又は付近で工事等を行おうとする者又はその工事等の請負人（以下「工事施工者等」という。）は、当該基準点のき損その他その効用を害するおそれのある次のいずれかの行為を行う場合は、あらかじめ公共基準点近接行為申請書（様式第5号）を市長に申請して、承認を受けなければならぬ。ただし、公共基準点の一時撤去・移転を申請し、または別に市長と協議を行う場合は、公共基準点近接行為申請書の提出を省略することができる。

- (1) 削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等の行為
 - (2) 公共基準点から水平方向5メートルの範囲で、次のいずれかに該当する行為を行うとき
 - ア くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
 - イ 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
 - ウ 舗装版破碎機を使用する作業
 - エ ブレーカを使用する作業
 - オ ブルドーザー、トラクターショベル又はシャベル系掘削機械を使用する作業
 - カ アスファルト舗装、コンクリート舗装を行う作業
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、市長が公共基準点の効用に支障をきたすおそれがあると認めた行為
- 2 前項の行為申請には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 位置図、断面図、平面図（当該工事等と公共基準点の位置関係を明らかにしたもの）
 - (2) 当該基準点の引照点図又は市長が別に指定した測量資料
 - (3) 当該基準点の写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点の状況が確認できるもの）
- 3 市長は、第1項の申請があった場合はその内容を審査し、承認するときは公共基準点近接行為承認書（様式第6号）により通知する。この場合において、市長は、公共基準点の管理に必要な措置を工事施工者に命じることができる。
- 4 工事施工者等は、前項の承認の通知を受けて工事等を行なう場合は、公共基準点近接行為承認書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 公共基準点付近での工事等により、公共基準点を滅失、破損その他効用を害した場合は、直ちに、工事等を中止し、市長に公共基準点破損報告書（様式第7号）を提出し、公共基準点の復旧及び保全方法について協議しなければならない。
- 6 公共基準点付近での第3項の承認をうけた工事等が完了したときには、工事施工者は、速やかに公共基準点近接行為完了報告書（様式第8号）により市長に報告しなければならない。
- 7 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 近接行為完了後の写真（公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの）
 - (2) 公共基準点の異常の有無が確認できる測量資料（着工前・しゅん工後が対比できる引照点図又は市長が別に定めた公共基準点の保全に必要な測量等の成果）

(公共基準点の一時撤去及び移転)

第7条 工事施工者等（土地所有者等の行う工事を除く）が公共基準点の一時撤去、移転又は復旧する必要が生じた場合には、あらかじめ公共基準点一時撤去・移転（復旧）申請書（様式第9号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 土地所有者等の都合により公共基準点の一時撤去・移転が生じたときは、土地所有者等の請求により泉大津市が行うものとする。
- 3 市長は、第1項の請求があった場合はその内容を審査し、認めた場合は、公共基準点一時撤去・移転（復旧）承認書（様式第10号）により申請者に対し承認するとともに、当該基準点の一時撤去又は移転を行うものとする。

(機能の回復)

第8条 工事施工者等が公共基準点を一時撤去、滅失、棄損、移転等によりその効用を害した場合は、原因者である工事施工者等の費用負担により、泉大津市が当該基準点と同一の構造及び精度により設置するものとする。ただし、土地所有者等による公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合は、泉大津市が行う。

- 2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は、市長はその構造を変更することができる。
- 3 前2項の規定は、工事施工者等以外の者が公共基準点を滅失又は棄損した場合について準用する。

(費用の通知及び納入)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による承認を受けた公共基準点の一時撤去、移転又は第6条第5項の規定により、復旧することとなった公共基準点の設置に要するこれらの費用（以下「設置費用」という。）は、原則として原因者である工事施工者等又は公共基準点を滅失又は棄損した者（以下「復旧原因者等」という。）に公共基準点一時撤去・移設（復旧）費用通知書（様式第11号）により請求する。

- 2 前項の負担費用の標準的な単価は毎年度はじめ公告する。

- 3 第1項の請求を受けた復旧原因者等は、市長が別に定める日までに当該費用を負担しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、泉大津市が管理する公共基準点の一般的な取扱い及び管理保全について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日より実施する。

この要綱は、平成27年5月1日より実施する。